

文教厚生委員会記録

1. 開催日時 令和8年9月17日(木) 午前9時30分
2. 場 所 市議会第3委員会室
3. 出席委員 ひさなが委員長・田村継副委員長・江原健二委員・尾崎貴夫委員・橋本憲治委員・綾城美佳委員・岩藤睦子委員・林哲也委員
4. 委員外出席議員 吉津議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 大嶧局長・岡本次長補佐
8. 協議事項
 - ・ 9月定例会本会議(9月11日)で付託された事件(議案10件)
 - ・ 委員派遣について
9. 傍聴者 1名
10. 会議の概要
 - ・ 開会 午前9時30分 散会 午後0時1分
 - ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和8年9月17日

文教厚生常任委員長 ひさなが 信也

記録調製者 岡本 功次

— 開会 9:30 —

ひさなが委員長 本日の出席委員については委員 8 人であり、定足数に達しておりますので、ただいまから文教厚生委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくようお願いいたします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますようお願いいたします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますようお願いいたします。それでは、これより本委員会に付託されました議案 10 件について審査を行います。お諮りします。委員会での議案審査の順序は、付託議案番号順となりますが、審査の都合により、別紙、一覧表のとおり変更することとしたいと思います。ご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）ご異議なしと認めます。よって、議案審査の順序を変更することに決定しました。はじめに、議案第 3 号「令和 8 年度長門市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

市民生活部長 補足説明はありません。

ひさなが委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 3 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第 3 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 6 号「令和 8 年度長門市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

市民生活部長 補足説明はありません。

ひさなが委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 6 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第 6 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで、説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは、自席で待機をお願いします。

— 休憩 9:32 —

— 再開 9:33 —

ひさなが委員長 休憩前に引き続き、会議を始めます。次に、議案第 5 号「令和 8 年度長門市介護保険事業特別会計補正予算(第 2 号)」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

健康福祉部長 補足説明はございません。

ひさなが委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田村継委員 では、予算書 86 から 87 ページ、第 2 目「償還金」、事業コード 900「償還金」4,853 万 9,000 円についてお伺いいたします。こちらのほうの償還金の内訳をお願いいたします。

介護支援班長 内訳といたしまして、国庫支出金が 2,784 万 44 円、県支出金が 1,883 万 3,593 円、支払基金交付金が 186 万 6,124 円となります。

田村継委員 はい、理解いたしました。では、昨年 9 月の補正予算のほうで 8,070 万 7,000 円のほうが計上されていましたが、今回はそれに比べて約 4 割となっていますが、減額となった理由をお伺いいたします。

介護支援班長 令和 7 年度の介護給付費等にかかる見込額が昨年に比べて実績額と近い金額となったことから、昨年に比べて返還金が減少しております。

田村継委員 では、今回のこちらの金額のほうで令和 7 年分の精算分は出揃ったと考えてよろしいでしょうか。また、追加で出てくる予定等がありますか。お伺いいたします。

介護支援班長 ございません。

ひさなが委員長 ほかに、ご質疑はございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)今一度、議案第 5 号の全般にわたり、ご質疑はありますか。(「なし」と呼ぶ者あり)ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。(「なし」と呼ぶ者あり)ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 5 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)挙手多数です。よって、議案第 5 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで、説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは、自席で待機をお願いします。

— 休憩 9:35 —

— 再開 9:36 —

ひさなが委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 15 号「長門市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

健康福祉部長 補足説明はございません。

ひさなが委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑は

ありませんか。

尾崎委員 それでは、議案第 15 号について、2、3ちょっとお伺いいたします。今回、13条に児童対象性暴力等の防止に関する規定が新たに設けられております。条例では、利用乳幼児と接する業務に従事するものについて、犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならないというふうにされております。この犯罪事実確認及びその他の必要な措置とは具体的にどのようなことを想定されているのでしょうか。また、家庭的保育事業者等が新たに事業を開始する場合、市としてこうした措置が適切に行われているのかをどのように確認するのかをお伺いします。

保育班長 具体的な措置についてでございますが、施設においては、こども性暴力防止法に基づき、従事者の犯罪歴の確認を行っていただくようになります。性犯罪歴が確認された場合には、子どもと直接接する業務に従事させないなどの性暴力を防止するために必要な措置を適切に講じることが求められております。実施の状況についての確認についてですが、所轄する市としましては、監査等を通じて事業者に対して、こども性暴力を防止するために必要な措置が適切に行われるよう指導監査を実施していくこととなります。具体的には、条例で定める基準に基づき、事業者に対して制度の周知を行うとともに、事業の運営状況について確認や指導を行う中で、基準を満たしていない場合には必要な改善を求めるなど適切な対応を取っていくこととなります。

尾崎委員 わかりました。それでは次に、職員の配置についてちょっとお伺いいたします。今回の改正で、小規模保育事業所などに勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員などについて、一定の条件を満たした場合、1人に限り保育士とみなすことができることが追加されております。一方で、そのものが実際に保育を行う場合は、保育士により支援を受けることができる体制を確保しなければならないとも記載されております。今回、これらの専門職を保育士と見なすことができるようにする趣旨というのを改めてご説明いただけますか。併せて、条例による子育てに関する知識及び経験というふうに書いてありますけれども、これは実際に何をもって確認することに、その子育てに関する知識及び経験を有するというふうに判断されるのか、確認されるのかをお伺いします。

保育班長 まず、理学療法士等を保育士とみなす規定の趣旨でございますが、令和6年12月20日に公表された保育政策の新たな方向性において、多様なニーズを抱えた子どもについて、インクルージョンの観点から保育所等の受入れを推進するとともに、ニーズに応じた専門的な支援の確保、充実が必要であり、理学療法士等の専門職の活用を進めて、保育所等における専門的支援やインクルージョンを推進することとされていることを踏まえて、この度、基準省令である家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことを受けて条例改正を行うものでありまして、保育所等をはじめ家庭的保育事業所において、より専門的な職種の職員の雇用を促進することによって、障害等に関わらず全ての子どもを安心、安全に保育することができる体制を整えることを目的としております。それともう1点の理学療法士等の中

で…

ひさなが委員長 何をもって知識及び経験というのかという質問だと思います。

保育班長 すみません。知識及び経験の判断基準でございますが、大変申し訳ありません、ちょっと用意しておりませんで、ちょっとすぐにお答えすることができませんので確認してお答えしたいと思います。

ひさなが委員長 ほかに、ご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）議事整理のため暫時休憩を取ります。委員の皆さんは、自席で待機をお願いします。

— 休憩 9:44 —

— 再開 9:48 —

ひさなが委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。先ほどの件について、回答がいただけるようであればお願いします。

保育班長 大変申し訳ありません。子育てに関する知識及び経験を有するものの判断基準でございますが、具体的なものは確認できておりませんが、一般的に 5 年以上従事ということがありますので、子育てに関する職種等の実務の経験がある、又はそれに類する職種に就いておられるというようなことが判断基準になって、市のほうがそれを判断するという形になろうかと思っております。

田村継委員 色々調べていただいてありがとうございます。今の基準なんですけれども、それは一応ソースがどこにあったのかだけお伺いしてもよろしいですか。

保育班長 今の答弁の内容でございますが、一般的な内容になりまして、具体的に示されたものが手元で確認できておりませんので、ソースについては一般的な内容ということになります。

田村継委員 例えば、この長門市で定めたり、官公庁、国のほうで定めた基準ということではなくて、我々個人が持つ一般的な概念として実務経験 5 年以上といったことでよろしいですかね。

保育班長 他の基準等でも、こういった基準がよく見られるわけなんですけど、そういったところを勘案しての回答という形になります。

田村継委員 では、この基準は他の基準を準用して適用できるものだという解釈でお間違いなかったでしょうか。

保育班長 法令的な、専門的な知識がちょっとないのかもしれないんですけど、準用規定ではないので、準用してっていうことではないんですけど、他の基準等も参考にしているということになります。

子育て支援課長 補足ですけども、ちょっと訂正がございます。令和 8 年 4 月 8 日付の子ども家庭庁の保育所等における特定理学療法士等の配置に関する特例ということで、そこの第 1 の趣旨の部分に、障害児の療育の指導を行う業務に 5 年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を

有する者を、1 人に限り、保育士とみなすことができるというのが書かれております。これを引用しております。

ひさなが委員長 ほかに、ご質問はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 15 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 15 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第 15 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 16 号「長門市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

健康福祉部長 補足説明はございません。

ひさなが委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田村委員 では、この議案第 16 号についてお伺いいたします。事前にいただいた資料のほうでは、この 16 号に関する施設、市のほうが 2 つ、私のほうが 1 つと伺っていますが、市の監督するほうは、各関係機関と協議し 12 月 25 日の施行に向けて連携し、就業規則や諸規定等を準備していくとお伺いしております。市の中で、どの部署が協議し、就業規則等の変更は 12 月 25 日までにどのようなプロセスで変更していくのか、何回くらい協議を重ねていくのかをお伺いいたします。

保育班長 公立園で実施しております乳児等通園支援事業については、従業者が市の職員でございますので人事担当と協議して、人事担当のほうで就業規則等の整理をしていくという形になります。私立園につきましては、私立のほうで就業規則を定めておりますので、市のほうがひな形等をお示ししながら就業規則の変更を私立園のほうで行っていただくという形になります。

ひさなが委員長 もう 1 点が、どれくらい協議をされるのかという質疑もあったと思いますが、お答えができればお願いします。

保育班長 申し訳ありません。どれくらいで協議を進めていくかということなのですが、公立園につきましては、県の市町課からも就業規則等のひな形等の提供があり、人事のほうで整備を進められております。私立園については、国のほうで就業規則等のひな形が掲示されておりますので、市のほうが私立園のほうに情報提供して 12 月 25 日までに改正をお願いするという形になります。説明につきましては、公私園長会議等を通じて、機会を通じて適切に対応していきたいというふうに考えております。

田村継委員 ひな形等も準備していただいているということで、公私園長会議が今後開かれるとの予定を今伺いましたが、この公私園長会議というのはいつ頃開催されるものなんでしょうか。そして、どれくらい私立のほうの相談に乗っていただけるのか、ちょっと数字とかでは難しいとは思いますが、もしわかる範囲で、この程度のことであれ

ば相談に乗れるといった基準がもしわかれば、お願いいたします。

保育班長 公私園長会議については、10 月、11 月に 1 回予定しております。もう 1 回、年度内で言いますと 2 月頃にもう一度予定しております。事業所が 1 事業所でございますので、個別に事業所と綿密な連携を取りながら実施していきたいと思っております。情報提供につきましては、国等から情報が提供された場合、適宜、随時提供しておりまして、遅れがないようにしっかり指導していきたいというふうに考えております。

ひさなが委員長 ほかに、ご質疑はございませんか。

綾城委員 15 号でもちょっと質疑が出ましたので、今も質疑がちょっと出ましたので、もしかしたらちょっと重なる質疑を受けるかもしれないですけど、ちょっと私が順番を追って用意しましたので、重なった質疑だったらごめんなさい。まず、確認です。これは、国の今回改正によって、こども誰でも通園制度のところに児童対象性暴力等の法改正によって必要な条文を追加するということですが、まず一点確認です。この犯罪事実確認というのは、具体的にどういうことなのかということをもまずご説明をお願いします。

保育班長 犯罪事実確認については、法令で定められておりまして、義務化された施設におきましては従業者、子どもと直接関わる業務に従事する従業者の 1 人 1 人、全員、当然本人の同意を得て性犯罪歴を確認するという作業が生じます。仮に、そこで犯罪歴が確認された場合は、子どもに直接接する業務に従事させないという措置を取る義務がありますので、そういった従業者を抱える事業所は全て犯罪歴を確認しないといけないという形になります。

綾城委員 はい、わかりました。犯罪歴を確認されるということなので、警察のほうと連携されるのかなと思いますけど、この確認方法について確認いたします。

保育班長 確認方法でございますが、国で用意されますシステム、「こまもろうシステム」というんですが、こちらを活用して電子的に確認していくような形になります。具体的には、先ほど申し上げたとおり従業者 1 人 1 人から同意を得まして、システムを通じて照会をかけます。システムのほうで法務省、警察庁のほうから情報提供がありまして、犯罪歴がある、なしというのがわかるという形になります。

綾城委員 わかりました。条文では、犯罪事実確認をしなければならないということと、その他の必要な措置を講じなければならないというふうに書かれてます。このその他の必要な措置を講じる、これはどういう意味でしょうか。

保育班長 先ほど若干申しましたが、具体的に子どもと直接——もし犯罪歴がある場合は、子どもと直接接する業務への従事をさせないということが義務付けられておりますので、具体的には、そういった職員については子どもと関わらない他部署への配置転換又は内定の取消し、又は解雇というような措置を講じなければならないというふうにされております。

綾城委員 わかりました。これはあれですか、今の条例の条文では支配性、継続性、

閉鎖性のある環境下での、にかかる職員さんを対象としてるんでしょうけど、それは保育士だけなのか、それとも管理者とか、そういった者も対象になるのか。例えば派遣職員なんかを入れてるところは、そういったところも対象になるのか、対象範囲をお尋ねします。

保育班長 一般的に、子どもと接する業務ということになります。保育士は当然で、園長とかも一切関わらないということはありませんので、園長等も、管理職も対象になってこようかと思います。あとは、事務員だとかそういった職種については、施設によって子どもに関わることがないかどうかを確認していただいて判断していただくような形になります。それと、外部からの派遣だったり、ボランティアとかってということにも、子どもと関わる場合は確認する義務がございます。

綾城委員 はい、わかりました。それは、この条例は 12 月 25 日が施行となっておりますけれども、すでに勤務されている職員さんはいらっしゃいますけれども、いつまでに犯罪確認を完了させなければならないのか、そこをお尋ねいたします。

保育班長 実際の確認作業については、施行後に行うような形になります。施行後 3 年以内に確認していくという取決めになっております。

綾城委員 施行後 3 年以内に確認をしていくというところがわかりました。今、3 年以内ということですが、この制度の対象は、だからこども誰でも通園だから、生後 6 か月以上で 3 歳未満の子どもですね。だから、自分で被害を訴えることが、なかなか意思表示が難しい子どもが対象になるので、この性暴力というのをどういうふうに把握するのかっていうのがそもそもどうなのかなってところが、それがまず 1 点、どういうふうに把握していくのかというのが 1 つと、もし万が一起きた場合に、どうした相談体制とかを構築するようになっていこうというふうに国から出ているのかを確認します。

保育班長 園や施設での性暴力に対しては、これまでどおり警察等への相談など対応していく形になろうかと思います。園に就労するまでの間に犯罪歴があるような方については、もう従事はさせないということになりますので、従事した後に園で起こった性犯罪については、犯罪として警察等への対応という形になろうかと思います。

綾城委員 わかりました。そうですね。そもそも従事させないので、そういうことが起こらないのではないかといいところですね。わかりました。私からはあと 2 点ですね。これは、この情報は一応個人情報になりますけれども、これはもし例えば、民間の私立保育園もそうですけれども、市のほうでも——市はあれですけど、民間の私立保育園なんかはどこで管理して、この個人情報をいつ廃棄するのかとか、そういったことってというのは国から何か示されてますか。

保育班長 犯罪歴等の個人情報の取扱いについては、この制度の規定として、そういった情報管理の計画又は要綱等を整備しなさいというふうな決まりになっておりまして、その決まりについても国のほうで示されたひな形がありますので、ガイドラインがありますので、ガイドラインに基づいて規定を決定していくという形になります。取扱いについては、作業者等を含めて限定的な取扱いとしまして、職員が簡単に情報に

触れないというような形を取っていきたいというふうに考えております。

綾城委員 はい、わかりました。じゃあ最後に、一応その調査をかけて、過去に犯罪歴がある方は担当につかせないというふうになっていくと。それで、できるだけ犯罪が起きる確率を下げていこうってことだと思うんですけども、絶対にじゃあ起きないのかっていうと、こればかりはわからないというところで、今後法改正されて、そこまで対策をとったんだけど、それでも万が一起きてしまった時に、公立は市が当然関わっていく、これは当然のことですが、民間で何か起きた時に、市としてどういう関わり方をされていくのかというところ、そこを最後お尋ねいたします。

保育班長 市としての関わりでございますが、私立園に対しては、この条例改正によって認可基準が変更になります。それを受けまして、監査等を通じまして指導していくという形になります。仮に指導に従わない場合は、最悪の場合、罰金という規定も設けられておるところでございます。しっかり監査等を通じて指導してまいりたいというふうに考えます。

ひさなが委員長 ほかに、ご質疑はございませんか。

田村継委員 すみません、ちょっともう一度お伺いします。過去に性犯罪歴のあった方は職務に従事することができないということでしたが、犯罪でも濃淡、グラデーションが色々あると思うんですよね。重犯罪から軽犯罪まで。犯罪等を一律で、過去にあった方はもう従事することはできないという考え方になるんでしょうか、お伺いします。

保育班長 対象となります犯罪歴につきましてですが、強制性交罪、強制わいせつ罪、児童買春、児童ポルノなど特定の性犯罪が対象となります。ただし、刑期終了後 20 年、また罰金刑については 10 年を経過した前科につきましては、照会の対象外とされているところでございます。そういったところで線引きはされますが、程度の大小については規定がありませんので、そういう犯罪歴を確認した際、具体的な犯罪の内容、いつ起こったかというようなことは一切記載されません。該当するかしないかだけの結果しか通知がありませんので、こちらでそういったところの判断をするところではできないものと考えております。

田村継委員 僕からは最後です。先ほど、今後、外部の方やボランティアの方も、この「こまろうシステム」で、システムで調べていくということだったかと思います。ボランティアの方は、なかなか当日来ていただくことも多いのかなと思うんですが、やはりシステムで調べると結構時間がかかるのかなと思うんです。ということは、当日参加されるスタッフの方、急に来てくださるボランティアの方等が今後できなくなる見込みがあるという考え方になりますかね、お伺いします。

保育班長 保育士等につきましては、これは義務で、法律に規定されているところでございます。施設の判断にはなってきますが、事前にそういった犯罪歴がないかどうか、そういうスタッフでしょうかということで確認をしていただくようにはなろうかと思っています。ないですよっていうことを、生前説にはなりますけど、信じていただいて、

ボランティアを受け入れるような形になろうかと思います。

田村継委員 すみません、ちょっとその点について 1 点だけ確認を。ということは、自己申告ということになるんですかね。当日来ていただけるボランティアの方たちは自己申告、外部の方たちも自己申告で確認をとっていく、それは各事業所に判断を委ねるといった解釈で間違いないでしょうか。

保育班長 この度の制度の中に継続性というところが判断基準としてありまして、継続してボランティアとして来られるようでしたら確認の必要があろうかと思います。単発 1 日とか数時間たまたま来られた、今回だけ来られたっていうような場合は、確認をしていただいて対応していただくという形になろうかと思います。

ひさなが委員長 ほかに、ご質問はございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)今一度、議案第 16 号の全般にわたり、ご質疑はありますか。(「なし」と呼ぶ者あり)ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。(「なし」と呼ぶ者あり)ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 16 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)挙手多数です。よって、議案第 16 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで、説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは、自席で待機をお願いします。

— 休憩 10:13 —

— 再開 10:14 —

ひさなが委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 7 号「令和 8 年度長門市水道事業会計補正予算(第 2 号)」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

上下水道局長 補足説明は特にございません。

ひさなが委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

林委員 補正予算書 3 ページ、収益的収入のところなんですが、まず収入の第 1 項「営業収益」、第 1 目「給水収益」、同じく収入の第 1 項「営業収益」、第 1 目「給水収益」について質疑を行います。歳入の給水収益において、長門上水道で 1,780 万円、俵山簡易水道で 20 万円、合計 1,800 万円の増額補正が計上されております。1 つ目に、この 1,800 万円の増収見込額は、令和 8 年 10 月、本年 10 月の改定後単価に基づいて下半期の有収水量や各口径の契約件数をどのように算出して試算されたものなのか、具体的な積算根拠をお伺いします。2 つ目に、一般会計の 6 月追加補正予算において、物価高対策として 10 月の値上げによって高くなる差額分を最初の 2 か月分だけ一時的に免除するとして、一般会計から 1,650 万円の繰出金が措置されております。水道会計の徴収実務として、この 1,650 万円、利用者への請求事務におい

てどのように相殺処理され、水道事業会計の収入へ組み入れられるのか、実際のですね調定会計処理の手続きについて説明をお願いします。

管理課長補佐 今回の増額補正額につきましては、令和 8 年 2 月、3 月分の水道料金の金額に減少率と改定率を乗じて算出しております。有収水量や各口径の契約の件数からの試算はしておりません。重点支援の交付金による差額分の免除につきましては、水道利用者に対しては 2 か月分を料金改定前の金額で検針請求を行い、料金据置措置を行いまして、料金改定による本来の金額との差額分を算定し、一般会計から繰り入れる会計処理というふうにしております。

林委員 わかりました。同じく補正予算書 3 ページの支出ですね。今度は、第 1 項「営業費用」、第 3 目「総係費」、支出の第 1 項「営業費用」、第 1 目「原水及び浄水費」、同じく第 1 項「営業費用」、第 2 目「配水及び給水費」について、この点についてちょっとお伺いしますが、支出の営業費用において原水及び浄水費で 373 万 4,000 円の減額と、配水及び給水費で 173 万 7,000 円の減額となる一方ですね、総係費において 791 万 5,000 円の増額補正で計上されております。これらは職員手当や人事異動等に伴う人件費の調整とのことでありますが、第 3 目「総係費」における給料 328 万 2,000 円、手当等 245 万 9,000 円などの増額を含めて、今回の人件費補正が生じた具体的な職員の配置、異動状況について説明をお願いします。また、令和 8 年 10 月からの水道料金改定にあたってですね、料金計算用のプログラム、いわゆるこれは電算システムの改修作業とかですね、市民、事業者からの問い合わせ、支払い相談に対応するための窓口徴収体制の整備状況について、今回の補正予算との関連を含めて、現在の進捗状況をお伺いいたします。

管理課長補佐 職員の配置人数においては、変更のほうはございません。異動した職員による給料や手当の変更、育児休暇を取得されていた職員の復帰などによる人件費の補正となっております。水道料金の改定にあたりましては、電算システムの改修作業については自前のほうでやります。料金単価を変更することで対応、今することとしております。5 月広報、ホームページ、全戸配布を行う水道料金改定の Q&A の冊子等で周知を行いまして、電話連絡や窓口に来庁された時に丁寧に説明を行う予定としております。今現在ですね、この問合せについてはございません。

ひさなが委員長 ほかに、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、今一度、議案第 7 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。

林委員 それでは、ただいま議題となっております議案第 7 号「令和 8 年度長門市水道事業会計補正予算（第 2 号）」に対し、反対の立場で討論を行います。本補正予算は、人件費の調整とともに、本年 10 月に予定されている水道料金改定に伴う給水収益として、長門上水道で 1,780 万円、俵山簡易水道で 20 万円、合計 1,800 万円の増額を歳入に計上するものであります。反対する第一の理由は、長引く物価高騰によって市民生活や中小事業者の経営が限界に達している中で、先の 6 月追加補正予

算において、国の交付金を活用して値上げ差額の一期分となる 1,650 万円を免除するという措置が講じられております。しかし、その一過性の減免が終われば、値上げ後の料金は市民が負担することになります。これは、市民の苦しみに真正面から向き合うものとは言えません。一般会計において、費用対効果の不透明な大型投資や事業の優先順位を精査せず、行政自らの身を切る改革を棚上げしたまま、暗に市民へ負担を転嫁する予算編成は容認できるものではございません。市民生活の根幹である水道インフラは、一般財源で下支えすることは自治体の当然の公的責務であり、困窮者救済策も欠いたまま値上げ増収分を盛り込んだ補正予算は、市長の掲げる市民のいのちと生活を守るという政治理念にも反するものであります。以上のことを申し上げて、議案 7 号に対する意見といたします。

ひさなが委員長 ほかに、ご意見はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかにご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 7 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第 7 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 8 号「令和 8 年度長門市下水道事業会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

上下水道局長 補足説明は特にございません。

ひさなが委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 8 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第 8 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 9 号「令和 7 年度長門市水道事業剰余金の処分について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

上下水道局長 議案第 9 号について補足説明をいたします。今回の剰余金処分につきましては、次の議案第 10 号「令和 7 年度長門市水道事業会計決算」の 6 ページの下段にある「令和 7 年度長門市水道事業剰余金処分計算書」と同様の内容となっておりますが、これは令和 7 年度水道事業会計の補填財源として取り崩した減債積立金 4,117 万 3,309 円が未処分利益剰余金に振り替えられたことから、現金の裏付けがなく補填財源として使用できない未処分利益剰余金を適切に区分するため、同額を資本金に組み入れるという利益の処分行為及び令和 7 年度末決算での未処分利益剰余金の合計額 4,871 万 4,529 円全額を今後の企業債の償還金に充てさせていただくため、減債基金に積立てを行うという利益の処分行為につきまして、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

ひさなが委員長 補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

岩藤委員 今、局長の補足説明がありました部分についてお尋ねをしたいことがございます。まず、令和 7 年度の決算後の減債積立金の残高がいくらになっているかという確認と、そしてまた今回 4,117 万 3,309 円を取り戻したあとの——すみません。だから結局、減債積立金の残高がいくらになるのか、お伺いします。

管理課長補佐 減債積立金の残高は、決算書のほうの 6 ページのほうに記載させていただいてはありますが、6 ページから 8 ページになります。残高については 3 億 8,714 万 5,488 円というふうになっております。

岩藤委員 わかりました。昨年、令和 6 年の決算書を見ますと 3 億 4,288 万 743 円で、令和 5 年度は 2 億 6,206 万 955 円ということで、年々積み立てていらっしゃるなっているふうに数字を見る限りは分かるんですが、この未処分利益剰余金 4,871 万 4,529 円を全額減債積立金に積み立てることなんですが、まずその理由と、今後の企業債の返済の予定を教えてくださいましたらと思います。

管理課長補佐 未処分利益剰余金は、減債積立金もしくは建設改良の積立金として積み立てるということになっておりますが、水道事業会計において減債積立金として積み立てて、資本的収支の不足分の補填財源というふうにしております。

岩藤委員 企業債返済の予定がわかれば教えてくださいましたらと思います。

総務班長 今後の企業債返済ですが、経営戦略において企業債残高を令和 16 年度には 33 億円という目標を立てておりますので、借入額よりも償還額のほうが多くなるように事業を進めて、企業債の返済を進めていきたいと考えています。

ひさなが委員長 ほかに、ご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 9 号の全般にわたり、ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 9 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第 9 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで、暫時休憩します。再開は 10 時 40 分からとします。

— 休憩 10:30 —

— 再開 10:39 —

ひさなが委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。議案第 10 号の審査に入る前に、議案第 15 号について担当課より発言の申し出がございましたので、これを許可します。

保育班長 議案第 15 号について答弁した内容について訂正をお願いしたいので、発言をさせていただきます。保育の経験についての質疑がございましたが、それについて訂正をさせていただきます。子育てに関する知識及び経験を有することについては、質の高い保育を提供する観点から、特定理学療法士等の保育所等における勤務年

数が 3 年以上である場合をいうものとする」とされております。なお、当該理学療法士等がこの場合に該当しない場合であっても、都道府県知事又は市町村が定める特定の研修を終了した場合には、子育てに関する知識及び経験を有することとして取り扱って差し支えないとされているところでございます。情報の提供元でございますが、こども家庭庁から令和 8 年 4 月 8 日付で通知が出ておりまして、保育所等における特定理学療法士等の配置に関する特例という通知についてからの出典でございます。

ひさなが委員長 それでは、ここで暫時休憩いたします。

— 休憩 10:41 —

— 再開 10:41 —

ひさなが委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 10 号「令和 7 年度長門市水道事業会計決算の認定について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

上下水道局長 それでは、お手元に配付しております決算書により議案第 10 号の補足説明をいたします。初めに、収益的収入及び支出の状況につきまして、5 ページの損益計算書により説明いたします。この損益計算書は、健全な経営がなされているかを判断するもので、課税対象となる費目の決算額は全て消費税抜きで計上されています。営業収益は 4 億 8,188 万 8,269 円で、総収益の約 69 パーセントを占める給水収益は 4 億 7,573 万 1,464 円となり、前年度に比べ約 4,121 万円の減収となりました。給水収益の減収の要因としましては、給水人口及び給水戸数の減少に加え、令和 7 年度の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施した基本料金減免事業の影響によるものです。また、営業外収益は 2 億 632 万 438 円となり、前年度に比べ約 3,259 万円の増収となりました。増収の主な要因は、他会計補助金の増加によるものです。一方、営業費用は、湯本浄水場完成による減価償却費の増加などもあり、5 億 8,876 万 5,115 円となりました。また、営業外費用では、企業債支払利息等として 4,963 万 3,948 円を支出しました。その結果、収入額 6 億 8,820 万 8,707 円に対し、支出額 6 億 3,839 万 9,063 円で、営業収益は 4,980 万 9,644 円となり、これに債権の放棄等による特別損失 109 万 5,115 円を差し引き、4,871 万 4,529 円の当年度純利益となりました。次に、資本的収入及び支出の状況につきまして、26 ページの資本的収支明細書、消費税込みにより説明いたします。資本的収入は、建設改良工事の財源として企業債、工事分担金、国庫補助金、一般会計出資金等により総額 2 億 6,862 万 5,300 円を受け入れました。一方、資本的支出は、建設改良費、企業債償還金として総額 6 億 1,147 万 4,306 円を支出いたしました。この資本的支出の建設改良費は、水道施設の更新、改良等により新たな資産を形成し、その効果が将来の収益に対応するもので、完成の翌年度から耐用年数に応じ配分し

た額を収益的支出の減価償却費として計上することとなります。令和 7 年度に実施した主な工事は、14 ページ及び 15 ページに建設改良工事の概況として掲載しておりますが、これらの工事は有収率の向上と安心、安全な水道水の供給を目的として実施しており、三ノ瀬、四ノ瀬地区への配水管布設工事をはじめ、老朽化した配水管の布設替工事を行ったほか、取水・浄水施設において深川川河口堰改修工事に伴う工事用道路設置撤去工事や浄水場における残留塩素計の取替工事、ポンプ設備の更新工事等を行っているところでございます。なお、資本的収支において不足する額 3 億 4,284 万 9,006 円につきましては、損益勘定留保資金等を取り崩して補填いたしました。また、27 ページに有形固定資産の明細として、令和 7 年度に実施しました建設改良事業等による資産額の増加、減少の状況をお示ししております。

すみません、ちょっと訂正いたします。先ほど営業費用の部分で営業利益と申し上げましたが、これが経常利益の誤りでございます。

ひさなが委員長 補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田村継委員 審査意見書 4 ページ、有収率 74.1 パーセントなどを元にお伺いさせていただきます。事前にいただいた調査によりますと、有収率が主に下がっている理由は、給水人口の減少や管の破損等であると伺っています。令和 6 年度の漏水調査費のほうは 165 万円、これに対し令和 7 年度のほうは 371 万円と倍額になっております。修繕費のほうも、令和 6 年が 4,397 万円から、令和 7 年度はほぼ倍になっています。一方で、漏水の委託による発見は令和 6 年度の 41 件から 5 件、直営を含めても 10 件となっています。調査費等を倍に増やしたのに漏水発見率が大きく低下した理由を市はどのように分析されているのか、まずお伺いいたします。

水道班長 まず、委託料による漏水調査の発見件数ですけども、確かに委託料のほうは増えておりますが、委託を出す内容の選定がですね、まずかったと言うか、調査業務を出す内容が――すみません、訂正いたします。昨年度、漏水調査委託業務を 10 本ほど出しておりますけども、内容といたしましては路面音聴と個別音聴を出しております。ただ、どうしても路線を選ぶのに事前調査をするんですけども、その調査が甘くて漏水のない路線を出してしまったりとかしたため、発見件数のほうが減少しております。

田村継委員 選定の仕方が悪かったということは理解いたしました。中間目標によりますと、経営戦略、こちらのほうをもとにすると、令和 11 年度の有収率の目標が 76.5 パーセントで、令和 6 年度は 76.1 パーセントで、0.5 パーセントの減少でありましたが、この度は大きく 74.1 パーセントですかね、大きく下がっています。この目標に対し、令和 8 年度は、路面音響等の延長等をしていくということで伺っていたと思いますが、令和 7 年度の決算を基に今後他に対策していくことなどあるか、お伺いいたします。

浄水施設班長 令和 7 年度決算を基に、令和 8 年度も引き続き漏水調査等の調査件数と、直営による件数、もしくは新しい新工法とかも研究しながら、新たに漏水箇所

の発見を進めていきたいと思います。

田村継委員 では、とりあえずちょっと一旦私からはこれで終わりにしたいと思いますが、ほかの方の基礎調査の回答によりますと、漏水が多いのは油谷地区エリアと伺っています。昨年、僕の質問のほうで、水道管の監視をするシステムで、夜間の配水流量エリアの破損を確認する—ため夜間調査で水流—とエリアを確認するという発言があったかと思いますが、油谷地区の中で夜間流量が、夜間調査から漏水の多い地区が絞り込めているのならば、その地区はどこかお伺いいたします。

浄水施設班長 油谷地区の、どうしてもやっぱり山間部とかですね、人の目につかないような宇津賀地区、向津具地区のほうが多くなっております。

ひさなが委員長 ほかに、ご質疑はございませんか。

尾崎委員 それでは、長門市市水道事業決算書の 12 ページ、供給単価と供水原価の原価割れの状況についてお尋ねします。決算書 12 ページなどで、有収水量 1 立方メートルあたりの給水原価に対して、得られる供給単価が下回り、構造的な原価割れが続いてる状況が見受けられます。燃料費や資材価格の高騰、施設、管路の耐震化や更新費用がかさむ中、供給単価と給水原価の乖離についてどのような認識をお持ちなのか、またコスト削減や効率化に向けた取組の進捗状況をお尋ねいたします。

管理課長補佐 供給原価と供給単価の乖離ということで、まず、給水の原価というのは、費用から年間の有収量を割り戻した金額で算出のほうをさせていただいております。供給単価については、給水の収益から年間有水量を割り戻した数値で算定はさせていただいております。特に給水原価におきましては、費用の増加と言いますか、特に減価償却、除却費で人件費等々がウエイトを占めておりますので、今後も大きくなっていくだろうという予測もございます。給水単価におきましては、やはり給水収益の減少ということもございますので、こちらのほうの単価を上げることによって乖離のほうは少なくなっていくのかなというふうに思っております。

管理課長 それでは、ちょっと補足をいたしますけれども、まず、費用を抑えるための取組というところになります。結果的には削減のほうには結びつかなかったものの、いわゆる中継ポンプ所等の施設の稼働状況とかの把握でありましたり、調査、そのダウンサイジングなどの統廃合の可能性につきまして、直営になりますけれども職員が色々調査をしております。それと、委員のご質疑の中で、今の給水原価に関連、言及された時に、施設の更新というところを多分おっしゃられたかと思うんですが、ここの費用というのはいわゆる経常経費でございまして、投資のほうの経費はちょっと含んでおりませんので、それはちょっと補足としてご説明させていただきます。

綾城委員 先ほど、漏水の多いところを宇津賀、向津具地区っていうようなご答弁があったと思いますが、具体的にこれはどういう漏水なのか、お尋ねします。

水道班長 宇津賀地区と向津具地区の漏水の内容につきましては、どうしても宇津賀地区と向津具地区は山間部になりますので、未舗装部分もありまして、そういうところの埋設している水道管が漏水していると思われます。

綾城委員 わかりました。この建設改良工事の概要を見てますと、そこの辺りの地域ってというのは特にないと思ってんですけども、その辺りってというのは、担当課のほうではどういうふうに考えて、今後の対応をどういうふうに考えておられますか。

水道班長 令和 7 年度の工事になりますけれども、宇津賀地区で 1 路線ほど布設替工事のほうを行っております。工事名につきましては、県道長門油谷線配水管布設替工事、これを宇津賀地区で実施しております。あと、向津具地区につきましても県道久津小田線配水管布設替工事を行っております。今年度につきましても、宇津賀、向津具地区の県道久津小田線を今施工中であります。

林委員 審査意見書の 6 ページ、予算の執行状況、不用額 5,822 万円、それから水道決算書 26 ページ、資本的収支明細書で支出の部の第 1 款「資本的支出」、第 1 項「建設改良費」、第 1 目「配水管費」、決算額が 2 億 5,203 万円でございます。この収益的支出において、原水及び浄水費や減価償却費を中心に予備費を除いて 5,822 万円の不用額、いわゆるこれは予算の残額が発生しております。一方で、管路経年化率が 38.42 パーセントに達する中で、配水管費 2 億 5,203 万円等によるですね、当年度の管路更新率は 0.64 パーセントに留まっております。予算の不用額を生じさせながら管路更新が伸び悩んだ現場での理由と、約 170 キロメートルにも及ぶ老朽管に対する優先順位の評価実務についてお伺いいたします。

水道班長 収益的施設内の動力費や減価償却費においては、意見書のとおり実績から予算の不用額が発生しています。電気代の変動が不透明なため、動力費は電気料が上がった場合も考慮しつつ、突発的な緊急漏水対応のための流用予算として確保しております。管路更新にかかる配水管費は資本的支出となりますので、補助財源等を担保しつつ、計画的に事業を行っていきます。水道管の漏水の原因は、布設年度だけではなく、地質、地形条件や施工の品質等と考えております。更新にかかる優先順位につきましては、布設年度にこだわらず、管種類、口径、漏水事故履歴、重要度等の漏水リスクの因子を総合的に定量評価して決定しております。

施設整備課長 補足させていただきます。先ほどの油谷地区の漏水という話もございました。それと、経年化管路の更新ということもございます。管を更新するためには、やはり漏水をなくすということが目的になっておりますので、今後におきましても漏水調査を継続していきながら、大きい管の破損だけではなく、小さい箇所での漏水のほうの確認を合わせて継続して行っていきたいと考えております。

ひさなが委員長 ほかに、ご質疑はございませんか。

田村継委員 今、管路更新という言葉を出していただきましたので、管路更新についてお伺いいたします。事前にいただいた調査によりますと、令和 7 年度の管路更新は 2,360 メートル、耐震化が進んでいるのは 2,200 メートルとお伺いしています。一方、経営戦略の 17 ページのほうでは、現実的な管路更新は 3 キロメートルと明記されていらっしゃいます。令和 7 年度、この管路更新が目標 3 キロメートルに対し 2,360 メートルにとどまった理由をどのように分析してらっしゃるのかをお伺いいたします。

水道班長 管路更新の延長ですが、2.4キロメートルとなっております。ただし、これは新設管の延長を含んでおりませんので、新設管の延長が 0.75 キロメートルになりますので、合わせて 3.15 キロメートルの管を布設しております。

田村継委員 すみません、これは私の知識がないもので申し訳ないんですが、名前からすると管路更新の率を、管路更新というのはちょっと修繕していくようなものと受けるんですが、それに新しく設置したのも加える、それで目標数に届かせるっていうのは適切なんでしょうか。ちょっとよくわからないのでお願いします。

水道班長 先ほど新設工事の 0.75 キロメートルと申しましたけれども、これは三ノ瀬、四ノ瀬地区の水道施設整備事業の延長になります。これも更新率のほうに入れております。

ひさなが委員長 この新設というのが適切かどうかというご質疑だったと思うんですけど、それは適切なことですか。

田村継委員 この管路更新のほうに、例えば令和 6 年度以前から新しく延長した管も計算に含めていたのか、それで目標数の 3 キロメートルに加えていたのかをちょっとお伺いします。

水道班長 延長が含まれております。

林委員 審査意見書の 7 ページ、(4)たな卸資産の購入限度額について、それから水道決算書は 26 ページ、先ほどと一緒です。資本的収支明細書、支出の部の第 1 款「資本的支出」、第 1 項「建設改良費」、第 5 目「量水器費」、決算額が約 661 万円でございます。これは予算書に税抜き限度額 744 万 5,000 円を記載したため、実際の購入額 806 万 5,299 円、これが限度額を上回った事務のミスについて、その原因と再発防止策についてお伺いいたします。あわせて、この量水器費 661 万円で執行された新設 34 個、取替 1,964 個などの量水器、いわゆるこの水道メーター更新事務について、これは計量法で言えば 8 年間有効期限でございますけれども、これに基づく計画交換と適切な在庫資産整理の手続の運用状況についてお尋ねいたします。

管理課長 ただいまのたな卸資産の購入限度額の記載にかかる消費税の有無というところでございますけれども、過去にちょっと消費税の取り扱いで色々課内で協議した時に、ここは税抜きでいくべきではないかというところで、そのように改めた経緯があります。ただ、それが不適切であったということで、これにつきましては私ども真摯に反省をいたしまして、今後そのようなことがないようにしていきたいというふうに思います。再発防止につきましてはですが、当然これは当初予算の作成の時の事務になりますけれども、消費税の取り扱い、今の貯蔵品に限らず、消費税はなかなかちょっと複雑ですので、1 つずつ確認しながら予算を計上していきたいというふうに思っております。それから、量水器の交換の計画と在庫管理というところでございますけれども、量水器は計量法によって 8 年というのが定められておりますけれども、長門市におきましては 7 年で交換を今行っているところです。量水器は、料金システムの中で期限の到来年度等を管理しておりまして、毎年交換を迎える施設を抽出し、計画的に交換

を行っております。今の在庫管理につきましては、入庫時にあっては量水器に刻印された番号の確認と台帳整理を行います。計量法に基づく交換でありましたり、新規の設置など、出庫の際には台帳と実際の量水器との確認を行いながら今管理を行っているところでございます。

施設整備課長 先ほどの田村委員の質問に対して補足説明をさせていただきます。管路の更新延長については、分母となる数字は管路の総延長ですね、491.8キロメートルを分母としております。分子となる管路については、更新延長に新たな新設をした管を加えて 3.15 キロメートルになります。全て布設したものは老朽管の対象に、更新の対象になってまいりますので、この計算をしたところ 0.64 パーセントの更新率ということになります。

ひさなが委員長 ほかに、ご質疑はございませんか。

岩藤委員 ちょっとキャッシュフローについてお伺いしたいと思います。決算書が、まず 21 ページです。期首の残高、期首が 5 億 9,175 万 8,506 円で、期末が 4 億 7,126 万 3,226 円ということで、1 億 2,049 万 5,280 円が減少してるんですね。この金額の減少について、水道局の見解をお伺いしたいと思います。

管理課長補佐 令和 7 年度におきましては、工事の支払い関係による未収金が、令和 6 年度の未収金に比べまして——すみません、未払金が令和 7 年度が多かったということで、差額が 1 億 5,000 万円ぐらい、差額が前年比と比べてであろうかと思えます。その分について、キャッシュフローは減ったというような考えで——すみません、訂正させていただきます。令和 6 年度の未払金のほうが金額が多くて、令和 7 年度のほうの未払い金が減少したということによるキャッシュフローの残高の差ということでございます。すみません、ちょっと年度を間違えました。

岩藤委員 わかりました。では、続いて未収金についてお伺いしたいと思います。現年度分と過年度分の件数を教えていただけたらと思います。

サービス班長 現年度分の件数につきましては 2,292 件、過年度分につきましては 1,367 件となっております。

岩藤委員 わかりました。そしたら、現年度分で令和 7 年度において新規での未収金になった件数を教えていただけたらと思います。また、その原因がわかれば教えていただけたらと思います。

サービス班長 令和 7 年度に新規で未収となった件数ですけども、こちらは納期未到来分を含めると 535 件となります。それと、未収の原因ということですけども、物価高騰による生活状況の変化など個別に様々な背景があると考えられますので、ちょっとすみません、わかりかねるところではございます。

岩藤委員 事業者が多いとか、個別の方とか、そういう分析とかもわからないんですか。

サービス班長 正確に分析というところまでは至っておりませんが、基本的な数量、全体数としては個人が多いかなというふうに捉えております。

岩藤委員 個人が多いという回答でしたが、この未収金への対応が、初動行動がすごく大切じゃないかなと思うんですが、その原課としてどのような取組をされているのか、お伺いをいたします。

サービス班長 委員おっしゃられましたように、初動対応というのが非常に重要になってまいります。段階としましては、納期限内に納付のない方々への督促状の送付、それから、なお納付のない方には催告書の送付等、納付の勧奨を行っております。

岩藤委員 関連なんですけど、令和 7 年度の収入の未済額が 1,789 万 5,189 円、全てが支払うべき方が連絡が取れてるっていうか、取れるような状況なのか、お伺いをします。

サービス班長 まず、開栓のお届けの際に、私どもは必ず連絡先を伺うように窓口対応を行っております。ですので、基本的には連絡の取れる状態ではございます。ただ、稀に転居先の不明でございますとか、それらの理由によりまして督促状や催告書が返戻されることはございますけども、その後、電話にて接触を試みるなど対応しているところでございます。

岩藤委員 大変な作業だと思うんですけど、しっかり皆さん、払っていらっしゃる方もいらっしゃると思いますので、しっかりそこはやっていただきたいなと思います。

ひさなが委員長 ほかに、ご質問はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、今一度、議案第 10 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。

林委員 それでは、上下水道局長にお尋ねいたします。1 点です。令和 7 年度水道事業決算の成果を踏まえて、監査委員の審査意見に対する認識と今後の事業経営、料金改定に向けた方針について、上下水道局長にお尋ねいたします。令和 7 年度決算におきましては、物価高騰対策として水道料金の基本料金免除、いわゆる減免を実施して市民生活を支援しながら、一般会計から 1 億 7,260 万円の他会計補助金を適切に受け入れることで 4,871 万円の当年度純利益を確保しております。さらに提出議案も、先ほど私がちょっとフライングをしましたが、提出議案第 9 号に示されておりますとおり、この純利益全額というのを減債積立金に積立て、将来の企業債償還や施設更新に備える経費処理を行っておられます。本市のような過疎地域において、公費、これは一般財源のことですけれども、公費を活用して市民の負担を抑え、得られた利益を将来のインフラ維持のために貯金に回すという資金循環を確立されたことは、公営企業の公的責任と健全経営の観点から大きく評価をされるところであります。一方で、決算審査意見書を見ますと、監査委員から経営の根幹に関わる厳しい指摘がなされております。具体的には、有収率が 74.1 パーセントへ低下し、回収率も 78.1 パーセントへ急落して営業損失が生じていること。企業債発行額が元利償還額を上回る将来の債務負担増加への注意が求められていること。さらに、過年度未収金が 900 万円を超えて留保されていることなどが挙げられております。そして、監査意見では、本年 10 月に予定されている水道料金改定に触れつつ、長門市水道ビジョン及び長門市水道事業経営戦略に基づく目標達成への取組や、受益者負担の公平性を

確保するための適正な債権管理が強く求められております。こうした監査委員からの指摘をどのように受け止め、課題解決に向けてどう取り組まれようとしているのか。また、改定時期を迎える経営戦略の見直しや、本年 10 月の料金改定を見据えて、市民の理解と将来にわたる健全経営をどのように両立させていくのか、今後の具体的な経営方針について局長の見解をお尋ねしたいと思います。

上下水道局長 本市の水道事業は、公営企業であるため独立採算を基本原則としていっていますが、審査意見書でも指摘のとおり、水道事業を取り巻く経営環境は人口減少等により給水人口、有収水量が減少する中、老朽化に伴う施設等の更新や耐震化等に多額の費用が必要となるなど、依然として厳しい経営状況が続いていくことが想定されております。そのような中で、経営方針に対する私の見解ですが、令和 6 年度、4 年ぶりに回復した有収率が前年比 2 ポイント低下、経費回収率につきましては 10.6 ポイント低下、営業収支比率も 10.6 ポイント低下している状況で、平均改定率 10 パーセントの料金改定により改定前の見込額を上回る給水収益があったとしても、過疎地域である本市では管路延長が長く、また各施設も点在せざるを得ない非効率な事業経営環境にあること、昨今の諸物価の高騰、漏水対策が追いつかない状況など複数の要素が絡む中、昨年度と同様に利益は出しているものの、回収率及び営業収益比率は 100 パーセントを下回る状況であり、今後、大量の更新時期に起因する建設改良費の財源をいかに確保するかなど、困難な課題が山積しているところです。水道事業は、市民生活に必要不可欠なライフラインとして、何よりも未来永劫にわたり安定的に事業を継続していく必要があります。また、我々にはその責務がございます。そのため、長門市水道ビジョン及び経営戦略に基づき取組を進めるべく、職員は少ない人員の中、日々漏水対策を行うなど、経営改善につながるよう努めているところです。しかしながら、清廉な水をいくら配水しても、その途中で漏水し有収率の向上につながらない現状は、毎年多少の変化はあっても改善できておりません。できるだけ早期に漏水対策を行うことが長期的な経営からするとベターであると考えているところです。それから、令和 7 年度の料金回収率が 78.1 パーセントであり、今まで申し上げてきたとおり支出削減に努めてきているものの、依然として 100 パーセントには届いておらず、100 パーセントにつなげるため料金のご負担をお願いしたいところですが、水道事業の三原則の 1 つ、安価な料金で供給される、いわゆる低廉の部分を守ることが理想と異なり、正直ジレンマもあるところです。また、公平な受益者負担の観点から、徴収業務にも力を入れていく必要があると思っています。これからも、課題解決に向け知恵を絞り、できることを実施し、健全で持続可能な事業運営を行い、公共福祉の増進に努めてまいりたいと考えております。

ひさなが委員長 ほかに、ございませんか。

綾城委員 私から局長に 1 点だけお尋ねいたします。ほんと、先ほど皆さんの質疑で有収率、回収率とか、とにかくこの老朽化した管路を改修していく財源の確保が大きな課題になっているというようなことも今局長のご答弁からいただきました。こうした財

源の確保のために様々な取組をされていることは重々承知をしております。その中で、人件費の削減ということもこれまで随分やられてきたというふうに思っております。今回、熊本地震、震災でもありました。やっぱりこの人員が少なすぎると、そういったことにも対応できないというところで、業務の過多になったり、そうした緊急時の対応を考えると人員削減というところは限界があるというふうに思っております。そうした中で、この水道局として、この局の人員と業務量のバランス等々について、局長の見解をお伺いしたいと思います。

上下水道局長 もともと上下水道局は水道課、下水道課という形でございまして、当時の人員からすると上下水道局となりまして相当数減っております。人員削減ができるというメリットもございまして局という形にはなったかと思いますが、ただ漏水対策であったり不明水対策、これが結局、有収率等々向上させるためには維持管理が重要な仕事になってくると思います。そういった中で、日々、私ども職員、現場対応も含め、例えば事務方につきましては日々の業務プラス現場対応がございます。正直なところ、今の人員がもう限界であろうと思っております。といて、なかなか人員増というのは要望してもなかなか叶うものではございませんので、今後は、限られた人員の中でいかに仕事のほうを、効率的に協力しながら回していくかというものを考えながら対応していかなければいけないなとは思っております。

ひさなが委員長 ほかに、ご質問はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 10 号について、認定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第 10 号は認定すべきものと決定しました。

最後に、議案第 11 号「令和 7 年度長門市下水道事業会計決算の認定について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

上下水道局長 それではお手元に配布しております決算書により、議案第 11 号の補足説明をいたします。はじめに、収益的収入及び支出の状況につきまして、決算書 5 ページの損益計算書により説明いたします。この損益計算書は、経営の状況を示すもので下水道使用料など課税対象となる費目については全て消費税抜きで計上しております。営業収益は、人口減少等の影響から年間有収水量が前年度に比べ 4 万 6,227 立方メートル減少したものの、下水道使用料の改定により 5,172 万 7,309 円増加し、雨水やし尿処理に要した経費の負担金等と合わせ 5 億 6,172 万 4,011 円となりました。また、営業外収益は、基準内及び基準外繰入金を一般会計負担金補助金として繰り入れ、国庫補助金等により取得した資産の減価償却費に充てる財源として、長期前受金から収益化した戻入額等を合わせ 10 億 8,782 万 6,688 円となりました。一方、営業費用は施設の維持管理、修繕、人件費等に要した費用や減価償却費等の費用化により 15 億 9,448 万 8,928 円となりました。また、営業外費用では、企業債支払利息等として 5,361 万 6,097 円を支出いたしました。その結果、収入額 16

億 4,955 万 699 円に対し、支出額 16 億 4,834 万 4,065 円で、経常利益は 120 万 6,634 円となり、これに特別損失 120 万 6,634 円を差し引き、収支 0 円となりました。次に、資本的収入及び支出の状況につきましては、決算書 23 ページから 24 ページの資本的収支明細書、消費税込みにより説明いたします。資本的収入は、資本的支出の財源として、企業債・負担金及び分担金、国庫補助金、一般会計出資金により 5 億 4,604 万 3,453 円を受け入れました。一方、資本的支出は、建設改良費、企業債償還金として 10 億 279 万 1,235 円を支出いたしました。主な建設改良工事は、決算書 14 ページ、15 ページ記載の建設改良工事の概況のとおり、東深川浄化センター自家発電設備設置工事をはじめ、管渠施設やポンプ設備の更新工事等を行っているところでございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 4 億 5,674 万 7,782 円につきましては、3 ページ下段に記載しておりますとおり損益勘定留保資金等を取り崩して補填いたしました。

ひさなが委員長 補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

林委員 それでは、審査意見書では 41 ページ、8 の未収金の状況、現年度未収額 8,402 万円、それから下水道の決算書で言えば 20 ページ、収益費用明細書、収益の第 1 款「下水道事業収益」、第 1 項「営業収益」、第 1 目「下水道使用料」、決算額 5 億 704 万円についてなんですけれども、審査意見書の 41 ページの未収金の状況及び決算書 20 ページの第 1 款「下水道事業収益」、第 1 項「営業収益」、第 1 目「下水道使用料」についてお尋ねなんです、この令和 7 年 4 月からの平均 15 パーセントの使用料改定によって、下水道使用料は 5 億 704 万円増額したものの、期日前までに納められなかった現年度分の未収額が 8,402 万円と、前年度比で 2,139 万円、約 34 パーセント急増し、現年度分収納率が 84.9 パーセントに急落しております。値上げが市民や事業者の暮らしを直接圧迫した結果が、この未収金の急増に現れていると捉えておりますけれども、担当課としてこの収納率悪化の要因をどう分析されておりますか。また、生活困窮世帯等へのきめ細かな納付相談や分割納付の指導対応について、現場での実務状況についてお尋ねをいたします。

サービス班長 未収金の件数ですけども、おおむね件数については横ばいで推移しております。その中、未収金額が令和 7 年度は増加している状況でございまして、昨今の物価高騰による生活状況の変化に加えまして、令和 7 年 4 月の使用料改定の影響も合わせてあるものではないかなと考えておるところでございまして。しかしながら、安全、安心な下水道事業とサービスを維持していくためには必要な改定であることもご理解いただき、大部分の方におかれましては期限内納付をいただいております。これからも督促、催告や分納による相談など、事例ごとにしっかり聞き取りを行いまして粘り強く折衝を行ってまいりたいと考えております。

田村継委員 決算審査意見書 33 ページのほうから伺わせていただきます。令和 7 年 10 月の使用料改定後、今年度初めての決算となるところです。事前にいただいた調

査によりますと、改定による増収は約 5,594 万円とのことと伺っております。決算審査意見書 33 ページの経営回収率は 85.7 パーセント、経営戦略 25 ページの令和 11 年度の間目標は 99.7 パーセントであり、あと 14 ポイント足りない現状です。改定初年度の 85.7 パーセントは、改定を決めた時の見込みどおりなのか、それともその数値を下回っているのかどうかを、見解をお伺いいたします。

総務班長 経営戦略の回収率の見込みにつきましては、令和 7 年 3 月改定で見通しをとっております。中間までの年度ごとでの回収率というものが算定してできていないので、実際、その経営戦略とのその見込みとの差額という部分が、この令和 7 年度時点、どの部分であるかはなかなか答えづらいものになっております。

田村継委員 改定を決めた当時と比較して見込み水準が下回ってるかどうかは、今現在では判断できないという解釈でよろしいですかね。

総務班長 この度の決算を含めて、新たに経営戦略を見直す時等、その中間等で審査するときに回収率のほうの審査等を行いますので、令和 7 年度分でのその見込み的な部分はすぐには対応、下回っているなどの回答は今難しい状態になります。

ひさなが委員長 そのほか、ご質疑はございませんか。

林委員 それでは、審査意見書の 35 ページ、4 の(6)一般会計からの繰入等の状況で、繰入金総額 6 億 9,978 万円、基準外繰入金 2 億 2,101 万円。それから、下水道の決算書で言えば 20 ページですね、収益費用明細書、収益の部の第 1 款「下水道事業収益」、第 2 項「営業外収益」、第 2 目「他会計負担金」、第 3 目「他会計補助金」についてであります。それで、本市のように人口密度が低く広大な過疎地域において、下水道事業を料金収入のみで独立採算で維持することは現実的に困難であります。雨水処理のみならず、汚水処理におきましても一般会計から繰入金、これは基準外繰入 2.21 億円を含む合計 6.99 億円を適切に投入して、市民の料金負担を抑えながら公衆衛生と生活環境を維持することは自治体として当然の公的責任であると捉えております。その上で伺いいたします。1 立方メートルあたりの汚水処理原価が 213.56 円となる中で、今後も公費投入による市民負担の抑制と持続可能な事業運営を両立させていくため、処理場の維持管理コストの抑制や包括的民間委託など、現場レベルでどのような原価抑制、経営効率化に取り組まれているのか、現状と見通しについて伺いいたします。

技術補佐 まず、東深川浄化センター等包括的維持管理業務におきましては、民間事業者がこれまで培ったノウハウや技術を活用するとともに、創意工夫が図られる性能発注方式を継続して行いたいと思っております。これによりまして、緊急時における迅速な対応と業務の持続性が確保できることから、包括的維持管理業務におきましては業務の効率化が図られると考えております。今の汚水処理原価に対する維持管理にかかるコストの抑制でございますが、公共下水道事業では 5 年ごとに策定しておりますストックマネジメント計画に基づきまして事業の優先順位を検討するとともに、改築にかかる事業費の平準化を行ってまいります。また、農業集落排水事業におきま

しても、現在 11 施設稼働しておる農業集落排水処理施設の統廃合を計画しております。令和 18 年度までに 4 施設を隣接処理区に統合し 7 施設にしたいと考えております。これにより維持管理コストを下げたいと考えております。あと、漁業集落排水事業におきましても、令和 9 年度、来年度になりますけども、今現在、機能保全計画の見直し等を行いまして、令和 10 年度以降、国庫補助事業の活用をいたしまして、処理施設等の改築更新に着手しようと考えております。これによりまして、施設の維持管理費及び機械・電気設備等の更新に要する経費が削減できると考えております。今後も、下水道事業経営戦略に基づきまして、維持管理においても原価の抑制と経営の効率化に努めたいと思っております。補助事業を活用することによりまして施設の改築更新を進めていくというところなんですけども、それにより機器に対しても高効率な機器を導入することによりまして、要は動力費の削減とか、当然、機器が古くなればその修繕費が多額にかかりますので、そのあたりの抑制というところで考えております。併せまして、どうしてもその污水处理原価に影響してくるところになりますけども、当然、不明水等が増えれば処理原価が上がってくると考えておりますので、併せて不明水抑制についても対策を進めたいと思っております。

ひさなが委員長 ほかに、ご質疑はございませんか。

岩藤委員 決算書の 28 ページです。年間の污水处理水量の減少と言いますかね、比べると年間有収水量の減少が小さいんですが、この分析について局の見解をお尋ねいたします。

技術補佐 年間の有収水量と年間污水处理量の関係でございます。年間有収水量につきましては、当然ながら今、人口減少に伴いまして減少傾向にはございます。ただ、その中で、減少傾向ではございますけれども、前年度と比較した減少率というのが 1.5 パーセント程度と低くなっております。それに反しまして、年間污水处理水量につきましては、減少はしておるんですけども、率で考えますと 5.8 パーセント、当然 1.5 パーセント、5.8 パーセントと開きがございます。これにつきましては、令和 7 年度中の降水量が関係しておると想定しております。令和 7 年度と令和 6 年度を比較した場合に、災害級の大雨、豪雨が令和 7 年度は少なかったというところで、降水量につきましても令和 6 年度と令和 7 年度を比較した場合に約 20.9 パーセント、令和 7 年度のほうが少なくなっております。これによりまして不明水の量が減少したというところで、有収率の上昇が見込まれたというところでございます。

岩藤委員 令和 7 年度、どの地域が不明水が多くなっているのか、分析等されていれば教えていただけたらと思います。

下水道班長 不明水が多い地域としましては、公共下水道については東深川浄化センターへ汚水を排除する地域となります。農業集落排水については三隅中地区となります。漁業集落排水については通地区となります。

岩藤委員 はい、わかりました。じゃあ、この対応について取り組まれたことがあればお伺いしたいと思います。

下水道班長 令和 7 年度は、東深川田屋地区、三隅中地区、豊原地区、大日比地区において管路の修繕を行いました。毎月報告される降雨量と汚水処理水量のデータを基に不明水の原因を考察して、テレビカメラ調査を行っております。

ひさなが委員長 ほかに、ご質疑はございませんか。

田村継委員 改めて質問させていただきます。どの業界もなかなか人不足が深刻なところだと思います。決算書 13 ページの技術職員さん等を踏まえてお伺いさせていただきます。事前にいただいた資料によりますと、令和 8 年 7 月 27 日に公告されており、監督検査にあたる職員の資格や経験は要件を定めたものはないと伺っています。そこで、お伺いいたします。決算書 13 ページの技術職員 10 人のうち、包括的委託の要求水準を要領等で、受託者の仕事を監督検査できる職員さんは何人いらっしゃるのか、またその人数で足りているのか、局の見解をお伺いいたします。

技術補佐 先ほどご質問ありましたように、長門市では維持管理に伴う資格、経験の要件を定めた要領等は市のほうではございません。しかしながら、下水道事業の維持管理における資格要件というものが下水道施行令第 15 条の 3 で定められております。今現在でこの資格要件を満たす職員、今の下水道事業での維持管理における資格要件を有している職員が 2 名となります。

田村継委員 2 名と確認をさせていただきました。では、令和 7 年度の業務の中で、局のほうから受託者のほうに対して改善等を求めたケースがあったのかなのか、お伺いいたします。

技術補佐 特に改善等を求めた事例はございません。

ひさなが委員長 ほかに、ご質問はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）よろしいですか。それでは、今一度、議案第 11 号の全般にわたり、ご質疑はありますか。

林委員 先ほどの質疑の中で申しましたように、15 パーセントの値上げを行って、令和 7 年度下水道事業決算においては、期日までに支払われなかった前年度分の未収金が前年度より 2,139 万円、約 34 パーセント増加し、8,402 万円に達したことを私は申し上げました。そこで、局長に 1 点ほどお尋ねいたします。令和 6 年 9 月の下水道条例の改定時にですね、本委員会におきまして福祉減免についても早期に必要な措置を講ずることとの附帯決議が全会一致で採択されております。この一般会計において様々な新規事業や施設整備への予算措置が進められる中で、市民生活の根幹である下水道事業において、こうした全会一致の附帯決議を受け生活困窮世帯への支援措置、いわゆる福祉減免制度についてどのような検討が行われてきたのか、現在の具体的な進捗状況をお伺いいたします。その上で、平均 15 パーセントの使用料改定が実施され市民の負担が増している中、物価高に苦しむ低所得者や生活困窮世帯の負担軽減を図るため、下水道事業として今後どのように福祉減免、事業課としてですね、今後どのように福祉減免制度の導入実施に向けて取り組んでいかれるのか、局長の見解をお尋ねします。

上下水道局長 福祉減免措置でございしますが、経費の回収もままならない本市の下

水道事業の経営状況では、福祉減免を講ずるということは困難でございます。引き続き、福祉関係部署と協力できるところは協力してまいりたいというふうに思っているところでございます。

ひさなが委員長 ほかに、ご質疑はございませんか。

岩藤委員 現在、処理施設の最大稼働率が 88.9 パーセントだと聞いてはいるんですが、人口減少が進む長門市においても近年の線状降水帯の発生とか、豪雨の可能性も出ないとも限らないと思います。その対応を考えた時にですね、また現在規模の施設が必要かどうか、局の見解をお伺いしたいと思います。

上下水道局長 先ほどちょっと答弁で、別の者が答弁したものがありますが、今は、各種施設を整備・運用している時代と比べて、やっぱり人口減少が進む中で、処理量がその当時と同じものであるかというものに関しては、もう今の施設等々も含めて、いわゆる過剰なスペックであろうかとは認識しております。それを踏まえて、施設の統廃合を進めつつ、ダウンサイジングを進めるような形での計画にしています。高スペックの機器に切り替えることによって、いわゆる動力費等の減少が見込まれるのではないかなと。あとは、すぐにではないんでしょうけど、その各施設の稼働状況も、ゆくゆくは AI を使ってですね、どういう形で稼働させるのがいいかというような制御も今後は研究をしていかないといけないんじゃないかというふうには思っているところです。

岩藤委員 今局長のご答弁を伺ったら、今の現状のままでもうにか対応できるのではないかという認識だけど、今からダウンサイジングとか色々見直していかなくちゃいけない施設もあるという理解のもとでよろしいですか。

上下水道局長 すみません。当然、計画ではそういう形でもっていくんですけど、今の機能は、現在の規模の施設能力っていうのは必要であろうかなと。特に昨今のゲリラ豪雨等の豪雨災害等々にも対応することを考えたら、これもやっぱり考慮していかないといけないというふうに思っています。

綾城委員 すみません。ほんとはちょっと、ごめんなさい、関連です。局長に 2 点ほど、あそこの浄化センターは JR が通っているので改修することも難しいし、建て替えることも難しいっていうような説明を受けてました。それと、豪雨災害の時には、豪雨災害というか大雨が降ったときなんかには、もう全然処理能力が足りないんで、それでというようなことも起きちゃうと。だから、その辺でちょっと改めて、あそこの施設を改修というか、建て替えることができるのかっていうことが 1 つ確認。それともう 1 つは、ダウンサイジングとか今言われました。今後、今、局のほうでこういった施設をダウンサイジングに考えているのかっていう、こうちょっと見通しを聞かせていただけますか。

上下水道局長 まず、東深川浄化センターのほうの建替えに関しては、なかなか困難であるというふうに思っております。ダウンサイジングに関しましては、そもそもの施設自体を効率化することによってダウンサイジングということになります。例えばポンプとか、更新になると高効率のもので、そういったものも含めて全てがダウンサイジングと、広義の意味でお答えさせていただきました。

ひさなが委員長 ほかに、ご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。

林委員 それでは、ただいま議題となっております議案第 11 号「令和 7 年度長門市下水道事業会計決算の認定について」、反対の立場で討論を行います。平均 15 パーセントの使用料改定が行われた本決算に対し反対する第一の理由は、値上げが市民の負担税力を完全に超え、暮らしを直撃した事実であります。値上げにより使用料収入は 5,172 万円も増加したものの、期日までに支払われなかった現年度分の未収金は前年度より 2,139 万円、約 34 パーセントも急増し 8,402 万円に達しており、現年度収納率は 84.9 パーセントへ落ち込んでおります。物価高騰下での値上げが市民生活を圧迫し、未収金の激増をもたらしたことは明白であります。第 2 の理由は、過疎地における公費投入の原則に反する不条理な負担転嫁であります。本市のような過疎地で下水道を独立採算で維持することは不可能であり、市民に痛みを強い、結果として本決算でも 2 億 2,101 万円もの基準外繰入金を任意投入せざるを得ない中途半端な経営構造に終わっております。第 3 の理由は、政策的優先順位の歪みと全会一致の附帯決議への背信であります。一般会計で新規施設や大型事業へ優先的に財源を投じる一方で、市民生活の根幹である下水道においては身を切る改革を棚上げしにし、負担増のみを押し付けました。さらに、令和 6 年 9 月定例会での本委員会において採択された福祉減免制度については、早期に必要な措置を講ずることを本日まで放置し続ける執行姿勢は容認できません。市民の窮状が続く中、附帯決議の内容が反映されてない本決算は、先ほども言いましたように、市長の掲げる市民のいのちと生活を守るという政治理念にも反するものであります。以上のことを申し上げまして、議案第 11 号に対する意見といたします。

ひさなが委員長 ほかに、ご意見はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかにご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 11 号について、認定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第 11 号は認定すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。この際、暫時休憩します。説明員の方は退席願います。委員の皆さんは、自席で待機をお願いします。

— 休憩 11:59 —

— 再開 12:00 —

ひさなが委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。「委員派遣について」を議題とします。本委員会の閉会中の所管事務の継続調査事項である「地域医療体制の充実」に関する調査・研究のため行政視察を実施することといたします。お諮りします。委員派遣について、お手元に配付のとおり、議長に提出したいと思いますが、ご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）ご異議なしと認めます。よって、委員派遣につ

いて、議長に提出することに決定しました。なお、ただいま議決されました委員派遣について、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等の手続きについては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）ご異議なしと認めます。よって、手続きについては、委員長に一任することに決定しました。

これで、文教厚生委員会を散会します。どなたもお疲れさまでした。

— 散会 12:01 —